

Ⅷ. 観光・保養施設

1. 観光施設

(1) 道の駅

ア. 施設概要

道路利用者のための「休憩機能（トイレ、駐車場等）」、道路利用者や地域の住民のための「情報発信機能（情報コーナー）」、そして道の駅をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能（物産販売、飲食コーナー等）」の3つの機能を併せ持つ施設が、国土交通省が定める「道の駅」です。

市では、「道の駅」機能を備え、市の観光振興、産業振興に関わる事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の振興の拠点となる施設として、大和、白鳥、高鷲、明宝、和良の5地域に7つの道の駅を設置しています。

このほか、国土交通省が直轄する道の駅として「道の駅美並」が美並地域に設置されています。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考（指定管理者）
①	道の駅古今伝授の里やまと	—	大和	市が出資する第三セクター
②	道の駅白尾ふれあいパーク	—	白鳥	
③	道の駅白山文化の里長滝	—	白鳥	公共的団体（観光協会、森林組合等）が出資する株式会社
④	道の駅清流の里しりと	白鳥木遊館・白鳥ふれあいの館 ・白鳥農畜産物処理加工施設	白鳥	
⑤	道の駅大日岳	—	高鷲	観光協会
⑥	道の駅明宝磨墨の里公園	（郷土文化保存伝承施設）	明宝	市が出資する第三セクターの持株会社
⑦	道の駅和良	物産販売施設、運動公園	和良	地域の管理組合（任意団体）

イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①道の駅古今伝授の里やまと	2001	18	50/ 38	2,104.66	—	指定 管理	5,238 (229,955)	0 (229,920)	374,000
②道の駅白尾ふれあいパーク	1997	22	50	365.62	—	指定 管理	1,504 (32,417)	0 (29,443)	68,000
③道の駅白山文化の里長滝	2018	1	22	380.70	—	指定 管理	3,653 (85,075)	0 (85,724)	160,000
④道の駅清流の里しりと (4施設合計)	—	—	—	2,009.10	—	指定 管理	4,742 (142,897)	0 (150,759)	447,000
白鳥地域特産物振興 センター	1987	32	38	986.00	—	指定 管理	4,742 (65,280)	0 (67,916)	181,000
白鳥木遊館	1992	27	17	804.44	—	指定 管理	0 (59,169)	0 (62,732)	226,000
白鳥ふれあいの館	1994	25	17	127.94	—	指定 管理	0 (9,672)	0 (8,625)	16,000
白鳥農畜産物処理加工施 設（そば工房源助さん）	2002	17	17	90.72	—	指定 管理	0 (8,776)	0 (11,486)	24,000

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
⑤道の駅大日岳	2001	18	20	86.12	—	指定 管理	1,744 (11,159)	0 (10,020)	54,000
⑥道の駅明宝	—	—	—	1,845.54	—	指定 管理	3,224 (280,633)	0 (278,962)	288,000
道の駅明宝磨墨の里 公園	1989	30	39	1,634.94	—	指定 管理	3,224 (280,633)	0 (278,962)	286,000
磨墨会館	1993	26	38	210.60	—	指定 管理	上記に 含む	上記に 含む	2,000
⑦道の駅和良	1997	22	38	3,086.69	—	指定 管理	2,695 (9,228)	0 (9,433)	15,000

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。(指定管理施設における市からの支出は、「道の駅大日岳」の市直営分の管理運営費を除き、指定管理料のみを記載。)

市が設置する7つの道の駅は、すべて新耐震基準で建設し、耐震基準は満たしています。管理運営はすべて指定管理者制度で行い(道の駅大日岳食材供給施設のトイレ、駐車帯、情報コーナーは県が設置しているため除く)、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約791,000千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料等(約22,800千円)を含めた収入額の合計は、年間約794,000千円となっています。個別施設の状況は以下のとおりです。

① 道の駅古今伝授の里やまと(郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場)

鉄骨造1階建て、延床面積2,104㎡。平成13年に新耐震基準で建設した建物で、建築から18年が経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始(12月31日～1月1日)と火曜日を除く毎日、9時から18時までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約223,000千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料(5,238千円)を含めた収入額の合計は約230,000千円です。



施設は、道の駅に必要な機能の他、様々な飲食店や物産販売所で構成し、別棟で足湯(約90㎡)やギャラリー(約250㎡)などの施設も備えており、「やまと温泉やすらぎ館」や「郡上旬菜館やまとの朝市」などの公共施設が隣接しています。市民が利用するほか、観光客も多く利用しており、年間利用者数は約374,100人となっています。

② 道の駅白尾ふれあいパーク(白尾ふれあいパーク)

木造1階建て、延床面積366㎡。平成9年に新耐震基準で建設した建物で、建築から22年が経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始(12月31日～1月1日)と火曜日を除く毎日、8時30分から18時(休日は18時30分)までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約32,400千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料(1,504千円)を含めた収入額の合計は約29,400千円です。



施設は、道の駅に必要な機能の他、地元野菜など地域特産物の販売所で構成しています。年間利用者数は約67,800人ですが、県道鮎立恩地線沿いの施設のため、東海北陸自動車道の開通に伴って県道の交通量が減り、年々来客数が減っています。

③ 道の駅白山文化の里長滝

木造1階建て、延床面積381㎡。既存の道の駅を取り壊し、新たに平成30年に新耐震基準で建設した建物です。

営業日・営業時間は、年末年始（12月31日～1月1日）と火曜日を除く毎日、8時30分から18時（休日は18時30分）までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約95,100千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料（3,653千円）を含めた収入額の合計は約85,700千円です（平成30年度のリニューアル以降、指定管理料は2,583千円に変更）。



施設は、道の駅に必要な機能の他、地元の野菜や特産品を販売する売店、フードコートで構成し、「白山文化博物館」や「白山瀧宝殿」などの博物館施設のほか、岐阜県が設置した「清流長良川あゆパーク」などの公共施設が隣接し、年間の延べ利用者数は約160,000人となっています。

④ 道の駅清流の里しとり（白鳥地域特産物振興センター、白鳥木遊館、白鳥ふれあいの館、白鳥農畜産物処理加工施設【そば工房源助さん】）

道の駅清流の里しとりは、4つの施設（延床面積合計2,009㎡）で構成し、このうち、白鳥地域特産物振興センターは、鉄骨造2階建て、延床面積は986㎡。昭和62年に新耐震基準で建設した建物で、建築から30年以上が経過し、平成25年～平成28年にかけて内外装や設備の改修を行っています。施設・設備の老朽化が進んでいます。

なお、平成28年度より隣接する「白鳥木遊館」、「白鳥ふれあいの館」、「白鳥農畜産物処理加工施設【そば工房源助さん】」を含めて「道の駅」として登録され、一体的に運営されています。（※隣接する3施設は、Ⅶ.産業振興施設の「1-（1）物産販売施設等」及び「2-（1）加工センター、共同作業所等」に詳細を掲載しています。）

営業日・営業時間は、原則として年末年始（12月31日～1月1日）と火曜日を除く毎日、8時30分から18時（休日は18時30分）までで、指定管理者が支出する4施設の管理運営費の総額は年間約142,900千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料（4,742千円）を含めた収入額の合計は約150,800千円です。

施設は、道の駅に必要な機能のほか、白鳥地域即産物振興センターの1階にレストランや物販施設、2階には食品サンプルの工房が店舗として入り、食品の製造過程をガラス越しに見ることや、食品サンプルの体験ができるようになっています。



また、白鳥木遊館では、工芸品の展示販売のほか野菜の朝市が、白鳥ふれあいの館は地元の特産物を加工した軽食の販売、白鳥農畜産物処理加工施設ではそば打ち体験と販売を行っているほか、白鳥ふれあいの館の一部を白鳥観光協会の事務所として提供しており、地域の観光案内も担っています。市民が利用するほか、観光客も多く利用しており、年間利用者数は合計で約447,000人となっています。

⑤ 道の駅大日岳（道の駅大日岳地域食材供給施設）

木造1階建て、延床面積86㎡。平成13年に新耐震基準で建設した建物で、建築から18年が経過しています。岐阜県が設置する公衆便所、駐車帯、情報コーナーと、市が設置する食材供給施設を含め「道の駅」として登録されています。

営業日・営業時間は、年末年始（12月31日～1月1日）と木曜日を除く毎日、9時から17時までで、岐阜県が設置する施設は、協定に基づく費用負担区分により市が費用負担（1,700千円）を含め直営で管理運営しています。また、市が設置する食材供給施設は指定管理者が運営し、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約11,200千円、物販等で約10,000千円の収入となっています。



施設は、道の駅に必要な機能のほか、地域の特産品販売や軽食の提供を行っています。年間利用者数は約 54,000 人ですが、季節ごとの繁閑差が大きくなっています。

⑥ 道の駅明宝（明宝磨墨の里公園・磨墨会館）

地方移住に貢献している等の実績が認められ、平成 27 年度には国土交通省の「重点道の駅」に選定された施設で、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延床面積 1,635 m²。平成元年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 30 年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

営業日・営業時間は、毎日 8 時 00 分から 18 時までで休館日はなく、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 280,600 千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料 (3,224 千円) を含めた収入額の合計は約 279,000 千円です。



施設は、道の駅に必要な機能のほか、物産販売所やレストランで構成し、別棟として 2 つのテナント棟 (2 棟合計 480 m²) や郷土文化を保存・伝習する施設「磨墨会館」(211 m²＝「Ⅲ. 社会教育施設 3. 文化施設 (博物館等)」に掲載)を設置しています。また、地元観光協会も常駐して観光情報や道路情報等を提供しており、年間利用者数は約 288,000 人となっています。

⑦ 道の駅和良（和良運動公園）

道の駅和良は、スポーツ機能を含む道の駅施設として、管理棟と多目的交流広場（屋内・屋外）で構成し、このうち、管理棟（道の駅機能を含む）は鉄筋コンクリート造 2 階建て、延床面積 1,080 m²。平成 9 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 22 年経過しています。また、全天候型の多目的交流広場（鉄骨造 1 階建て、延床面積 2,000 m²、テニスコート 3 面）を平成 11 年に新耐震基準で建設、屋外多目的交流広場（テニスコート 5 面）を平成 14 年に整備していますが、建築から 17 年～22 年が経過し、屋内多目的交流広場の人工芝は劣化、摩耗が進んでいるとともに、屋外多目的交流広場もテニスコートが劣化し 5 面のうち 1 面が使用不可となっています。

営業日・営業時間は、年末年始 (12 月 31 日～1 月 1 日) と火曜日を除く毎日、8 時から 21 時 30 分までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 9,200 千円、事業収入や利用料金収入、市が支出する指定管理料 (2,695 千円) を含めた収入額の合計は約 9,400 千円です。



施設は、道の駅に必要な機能のほか、レストハウス、宴会場、貸店舗（物産販売所）で構成し、運動公園として市民及び市外の利用もあり、和良歴史資料館も近接し、和良地域の観光交流の拠点として年間利用者数は約 15,100 人となっています。

道の駅は、市民が利用するほか観光施設として市外の利用者も多く、市が設置する 7 つの道の駅の年間利用者の合計は約 1,410,000 人に及び、地域経済の活性化、観光振興、雇用創出の場にもなっており、今後も継続していく必要があります。これら道の駅の管理運営は、国交省が定める規定により、原則として市町村又は市町村に代わりうる公的な団体でなければ運営できないことから、市が設置し、市が出資する第三セクターを含め各地域と関係が深い組織団体が指定管理者となって運営し、概ね安定した経営を行っています。

市が支出する指定管理料は、「道の駅」登録要件の公共性の高い施設（トイレ、駐車場、情報コーナー）の管理運営費を基準として支出し、一方で、道の駅に含まれる収益性の高い産業振興・物販施設については指定管理者の事業収入により管理運営費を賄い、一部、剰余金も生じています。

道の駅施設の多くは、築 20 年から 30 年が経過しており、一部建て替えや内装等を改修した建物もありますが、今後、老朽化に伴う大規模改修等により多額の財源確保が必要になってきます。

現在、施設の改修費用は、市と指定管理者で割合を決めて負担していますが、民間事業者が自ら営業行為を行う場合には初期投資を自らの費用で行う一方、道の駅については、公共施設を利用し収益事業を行っている状況に鑑み、収益の一部を市民に還元するか、将来必要となる大規模改修等に備え内部留保するなど、今後の施設の整備のあり方、経営のあり方について検討が必要になってきます。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として、また、地域内外の交流の場として機能していることから、基本的に継続します。

道の駅の設置者は、原則として市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされていることから、管理運営については、指定管理者制度など民間活力を活用した公設民営の手法を継続しますが、市が求める業務水準（仕様）を明確に示すとともに、モニタリング評価を強化し、効率的・効果的な管理運営を図ります。また、経営が安定している施設については、収支の黒字部分に市民への還元、施設改修に充てる内部留保の仕組みについて検討します。

なお、国の制度改正等の動向を注視しながら、経営的に民間での運営が可能な場合には、公が担うべき範囲を明確にしたうえで、民間への譲渡について検討します。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 道の駅古今伝授の里やまと

- 機 ・市全体の観光振興機能の中心的な役割を担うとともに、近隣施設を含め「古今伝授の里づくり」に資する地域活性化の役割を果たしており、今後も必要です。
- 施 ・耐震基準を満たしているものの築 18 年が経過しており、計画的な改修が必要です。
- 管 ・指定管理者は市が出資する第三セクターであることを踏まえ、設置主体のあり方も含めた民間活力の活用継続について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 検討

- 道の駅としての機能を継続します。
- 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、管理運営面において、他の大和地域の観光施設（ぎふ大和 P A、フィールドミュージアム、やまと温泉やすらぎ館等）と一体的に捉え、設置主体も含めた効率的かつ効果的な経営方法を検討します。

② 道の駅白尾ふれあいパーク

- 機** ・来客数（利用者数）が減少傾向にあることから、施設の規模などを含め、道の駅としてのあり方について検討が必要です。
- 施** ・耐震基準を満たしているものの築 22 年が経過しており、当面使用するための修繕が必要です。
- 管** ・指定管理者制度を含めた、民間活力の活用の継続が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **検討** 施設: **検討**

- 道の駅としての機能は当面継続するものの、来客数に対する施設の規模等を検証し、地域振興施設としてのあり方を検討します。

③ 道の駅白山文化の里長滝

- 機** ・平成 29 年度の建替え及び、近隣に建設したあゆパーク（県営施設）との相乗効果により来客数（利用者数）は増加傾向にあり、地域の活性化を図る上で今後も必要です。
- 施** ・平成 29 年度に新耐震基準で建替えを行った新しい施設であり、将来を見据えて計画的な改修が必要です。
- 管** ・指定管理者制度を含めた、民間活力の活用の継続が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続** 施設: **継続**

- 道の駅としての機能を継続します。
- 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営面について、近隣の施設（白山文化博物館、瀧宝殿、清流長良川あゆパーク）及び、白鳥地域内の他の道の駅と連携を図りながら、効率的・効果的な運営手法を検討します。

④ 道の駅清流の里しりと

- 機** ・平成 28 年度に周辺施設を一体化し、「道の駅」として国への登録を行っており、産業振興・地域振興の拠点として今後も必要です。
- 施** ・耐震基準を満たしており、平成 28 年度までに全面的な模様替えを行っているものの、建築から 30 年以上が経過しており、計画的な改修が必要です。
- 管** ・指定管理者制度を含めた、民間活力の活用の継続が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続** 施設: **継続**

- 道の駅としての機能は継続します。
- 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営面について、近隣の施設（白鳥ふれあいの館、白鳥農畜産物処理加工施設【そば工房源助さん】、しりと木遊館）及び、白鳥地域内の他の道の駅と連携を図りながら、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

⑤ 道の駅大日岳

- 機** ・近隣地域に大規模な道の駅が複数設置されていることから、当施設のあり方について、廃止を含めて検討が必要です。
- 施** ・耐震基準を満たしているものの築 18 年が経過しており、上記の検討結果に基づき、施設のあり方について検討が必要です。
- ・付帯するトイレ等は県の施設であり、改修等について県に要望していく必要があります。

- 管** ・道の駅の必要性、施設のあり方の検討結果を踏まえ、管理運営のあり方について、施設の譲渡を含めて検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **検討** 施設: **検討**

- 県との関連が強い施設であり、今後も道の駅として継続する必要性を含め、機能・施設・管理運営のあり方について検討するとともに、その結論に基づき、関係機関と協議します。

⑥ 道の駅明宝磨墨の里公園

- 機** ・地域の産業及び観光拠点の役割を担っており、「重点道の駅」にも選定されていることから、今後も必要です。
- ・明宝地域の産業振興の拠点となっている施設であり、今後は地域課題を解決するための役割（買物支援・公共交通拠点等）を担う施設としても検討が必要です。
- 施** ・耐震基準を満たしているものの築 30 年が経過しており、計画的な改修が必要です。
- 管** ・指定管理者制度を含めた、民間活力の活用の継続が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続** 施設: **継続**

- 重点道の駅としての機能を継続するとともに、明宝地域の産業振興の拠点としてのあり方を検討します。
- 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営について、明宝地域の中心施設として、地域づくりの拠点としての役割を考慮しながら管理運営手法を検討します。

⑦ 道の駅和良

- 機** ・道の駅としての機能のほか、和良地域におけるスポーツを通じた交流の拠点として今後も必要です。
- 施** ・耐震基準を満たしているものの築 21 年が経過しており、計画的な改修が必要です。
- 管** ・指定管理者制度を含めた、民間活力の活用の継続が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続** 施設: **継続**

- 道の駅としての機能を継続します。
- 施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営について、近隣施設（和良歴史資料館）の今後のあり方の検討結果を踏まえ、一体的な経営について検討します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み《主なもの》

- ・ 産業振興、観光振興、地域振興、雇用の場の創出に寄与しており基本的に継続するものの、収益事業を展開していることから、管理運営のあり方や収支の黒字部分の市民への還元の仕事などについて検討します。
- ・ 今後も継続する施設については、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	管理運営の抜本的な見直し	→→ 収益部分の取り扱いルールの確立、指定管理者制度のモニタリング評価の徹底		→→→→→→→ 検討・見直し結果に基づく実施			
	保全計画の策定	→→→ 保全計画策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
①道の駅古今伝授の里やまと	→→ 周辺施設との一体的な管理運営手法の検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
②道の駅白尾ふれあいパーク	→→ 施設の方向性の検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
③道の駅白山文化の里長滝	→→ 道の駅と隣接する施設の活用等を含めた管理運営手法の検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
④道の駅清流の里しりと	→→ 周辺施設との一体的な管理運営手法の検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑤道の駅大日岳	→→ 施設の方向性の検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑥道の駅明宝磨墨の里公園	→→ 地域の中心的施設・地域づくりの拠点としての施設のあり方検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑦道の駅和良・和良運動公園	→→ 近隣施設を含めた施設複合化等の検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		

オ. 概算事業費

○ 方向性を決定した施設

(単位:千円)

対象施設	施設 の 対 応 方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
道の駅 白山文化 の里長滝	継続	0	0	0	0	0	0	指定管理	4,000
道の駅 清流の里 白鳥(白鳥地域特産 物振興センター)	継続	197,000	0	197,000	197,000	0	197,000	指定管理	5,000
道の駅 明宝磨墨 の里公園	継続	327,000	0	327,000	327,000	0	327,000	指定管理	3,000
道の駅 和良	継続	613,000	0	613,000	613,000	0	613,000	指定管理	3,000
合 計		1,137,000	0	1,137,000	1,137,000	0	1,137,000		15,000

○ 引き続き検討を要する施設

(単位:千円)

対象施設	施設の 対応方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)				備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合					
		大規模 改修	建替え	計			
道の駅 古今伝授 の里やまと及びくつ ろぎ広場	検討	0	0	0			5,000
道の駅 白尾ふれ あいパーク	検討	36,000	0	36,000			2,000
道の駅 大日岳	検討	0	0	0			2,000
合 計		36,000	0	36,000			9,000

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。(一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定)

※引き続き検討を要する施設は、計画期間内(方向性が決定する間)の更新を行わないこととしています。

(2) 案内所

ア. 施設概要

市の観光情報を発信し、交流による地域の活性化と産業振興を図るため、高鷲と美並地域に2つの総合案内所を設置しています。このほか、郡上八幡旧庁舎記念館も観光案内所として機能を担っています（詳細は「その他観光施設」を参照）。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考(指定管理者)
①	高鷲総合案内所		高鷲	※入居団体（観光協会）
②	美並総合案内所（樹木の館）	－	美並	※指定管理者は管理運営組合

イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①高鷲総合案内所	1986	33	38	492.00	－	直営	179	0	
②美並総合案内所 (樹木の館)	1997	22	38	215.60	－	指定 管理	0 (4,298)	0 (4,191)	10,200

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。

① 高鷲総合案内所

鉄骨造3階建て、延床面積492㎡。昭和61年に新耐震基準で建設した建物で、建設から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、毎日（4月～10月は平日のみ）8時30分から17時30分までで、管理運営は直営ですが、入居団体（観光協会）が日常管理を行い、市は、建物の維持管理負担金（公衆便所光熱水費等）の一部として年間約180千円を支出し、基本的に施設の維持管理費は入居団体が負担して使用しています。

施設は、1階は高鷲観光協会の事務所と公衆便所、2階は旧商工会の事務所と会議室、3階は高鷲観光協会の会議室で使用し、案内所としての利用は、平日1～2組、休日2～3組程度となっています。各部屋の利用状況は以下のとおりです。



【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
1階 観光協会事務所兼案内所	100.0	2階 和室	0
2階 商工会旧事務室	1.0	3階 観光協会会議室	10.0
2階 商工会会議室	3.0		

② 美並総合案内所（樹木の館）

鉄骨造 1 階建て、延床面積 216 ㎡。平成 9 年に新耐震基準で建設した建物で、建設から 20 年以上が経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と月曜日を除く毎日 8 時から 17 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 4,300 千円、飲食の売り上げなどで約 4,200 千円の収入があります。



施設は、ギャラリー、総合案内所、軽食喫茶、厨房で構成し、市内や町内及び近隣市町村の観光案内を実施しているほか（ギャラリーの使用実績はなし）自主事業として、喫茶や軽食、リサイクルの展示や物産販売（軽食喫茶＝ギャラリーを使用）を行い、年間利用者数は約 10,200 人となっています。

郡上市を訪れる観光客に的確な情報を提供する機能は重要なものの、2つの施設の利用実態は、各種団体の事務所として、また、飲食提供を中心とした使用となっており、改めて、案内所としてのあり方、管理運営のあり方について検討が必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

観光都市としての郡上市の特性を踏まえ、各地域における総合案内機能は重要なものの、高鷲総合案内所は各種団体の事務所として使用され、案内施設としての利用が少ないこと、案内の内容も観光・宿泊施設の案内が中心となっていることから、総合案内所としての機能・施設・運営のあり方について施設の譲渡を含めて検討します。

また、美並総合案内所は、飲食の提供を中心とした地域利用施設となっていることから、案内所の機能は廃止し、施設は関係団体等への譲渡について協議を進めます。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 高鷲総合案内所

機 ・郡上市北部の入り口として、また、高鷲地域の情報収集・発信拠点として機能することを前提に継続が必要です。

施 ・耐震基準は満たしているものの、建築から 30 年以上経過し施設・設備の老朽化が進んでいることから、施設のあり方について検討が必要です。

管 ・高鷲観光協会が事務所として占有していることから、譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 譲渡

- 観光の情報提供拠点のあり方を検討する一方、現在の利用実態に照らし、高鷲観光協会への譲渡について、施設の改修のあり方を含めて協議します。

② 美並総合案内所（樹木の館）

- 機** **施** ・現在の利用実態に鑑み、総合案内所としての機能は廃止し、施設については譲渡を含めて今後のあり方について検討・協議が必要です。

管 —

◆施設ごとの対応方針

機能: **廃止** 施設: **譲渡**

- 情報発信・地域交流の機能は廃止し、廃止後の施設については、譲渡を含めて関係団体等と協議し、施設の譲り受けの意向がない場合は廃止します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み《主なもの》

- ・観光情報発信機能のあり方について検討し、総合案内機能・施設の再編について、管理運営のあり方を含めて検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	総合案内所の機能、配置のあり方	→→→ 郡上市の観光情報の発信拠点としての 総合案内所のあり方について検討			→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	① 高鷲総合案内所	→→→ 譲渡について協議			→→→ 協議結果に基づく対応		
	② 美並総合案内所（樹木の館）	→→→ 総合案内所としての用途廃止			→→→→→ 協議結果に基づく対応		
→→→ 施設の譲渡の協議			譲り受けの意向がない場合は廃止				

オ. 概算事業費

○ 方向性を決定した施設

（単位：千円）

対象施設	施設 の 対 応 方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
高鷲総合案内所	譲渡	98,000	0	98,000	0	0	0		200
美並総合案内所(樹木の館)	譲渡	43,000	0	43,000	0	0	0	指定管理	0
合 計		141,000	0	141,000	0	0	0		200

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。（一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定）

(3) その他観光施設

ア. 施設概要

観光振興に関わる事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の振興を図る拠点として、八幡、高鷲、明宝の3地域に8施設（博物館類似施設2施設含む。）を設置しています。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考(指定管理者)
①	郡上八幡城	(類似機能：博物館等)	八幡	市が出資する第三セクター
②	郡上八幡城下町プラザ	－	八幡	
③	郡上八幡博覧館	(類似機能：博物館等)	八幡	
④	郡上八幡旧庁舎記念館	－	八幡	
⑤	牧歌の里施設		高鷲	市が出資する第三セクター
⑥	郡上市ひるがの高原多目的広場	－	高鷲	観光協会
⑦	郡上市ひるがの湿原植物園管理棟	－	高鷲	
⑧	郡上市明宝野外ステージ	－	明宝	－

イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上八幡城	1933	86	－	383.41	－	指定 管理	4,590 (37,748)	0 (44,701)	161,100
②郡上八幡城下 町プラザ	2002	17	22	244.41	－	指定 管理	1,020 (63,409)	0 (78,034)	(大型車) 4,000 台 (普通車) 7,300 台
③郡上八幡博覧 館	1991	28		1,081.01	－	指定 管理	3,106 (99,016)	0 (128,857)	127,000
④郡上八幡旧庁 舎記念館	1936	83		845.06	－	指定 管理	1,350 (146,715)	0 (122,733)	93,700
⑤牧歌の里施設	1996	23	15～ 38	4,431.84	－	指定 管理	0 (793,393)	0 (752,659)	225,000
⑥郡上市ひるが の高原多目的 広場	1998	21	38	145.65	－	指定 管理	0 (5)	0 (8)	800
⑦郡上市ひるが の湿原植物園 管理棟	1987	32	38	26.50	－	指定 管理	907 (1,311)	0 (1,325)	5,400
⑧郡上市明宝野 外ステージ	1995	24	27	604.12	－	直営	160	0	3,000

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。（指定管理施設における市からの支出は、⑦以外は修繕料のみ、⑦は指定管理料として475千円を含む。）

文化財として指定・登録されている郡上八幡城及び郡上八幡旧庁舎記念館以外の施設は、すべてで新耐震基準で建設しています。管理運営は、すべて指定管理で実施しており、指定管理者が支出している管理運営費の総額は約1,142,000千円で、指定管理料（約500千円）のほか事業収入や利

用料金を合わせた収入は約 1,128,000 千円となっています。指定管理料を除き、市は、修繕料等で約 10,700 千円支出しています。個別施設の状況は以下のとおりです。

① 郡上八幡城

県史跡、市重要文化財に指定され、郡上八幡の歴史的な象徴である郡上八幡城は、木造 4 階建て、延床面積は 384 m²（天守は 309 m²）。昭和 8 年に建設した建物で、昭和 57 年から平成 2 年にかけて地震や台風等で崩壊した石垣の修復工事を、昭和 62 年に天守の大規模補修工事（事業費 86,000 千円）を実施しています。また、平成 29 年に天守の耐震診断を行い耐震性が不足していることが判明し、平成 30 年に耐震補強及び防災における実施設計を行い、令和元年から天守台石垣の防災対策に関わる調査を行っています。

開館日は、1 月 11 日から 12 月 19 日の間で、開館日は、6 月～8 月は 8 時から 18 時まで、11 月～2 月は 9 時から 16 時 30 分まで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 37,700 千円、利用料金収入として約 44,700 千円の収入があります。市は補修費として約 4,600 千円支出しています。



施設は、天守閣、正門、高堀、隅櫓等の城郭建造物のほか、管理棟、公衆便所、あずま屋、売店施設、駐車場で構成し、主に、観光施設、展示、イベントとして利用され、年間入場者数は約 161,100 人です。

② 郡上八幡城下町プラザ

八幡市街地の交通・交流の拠点となっている郡上八幡城下町プラザは、木造 2 階建て、延床面積は 244 m²。平成 14 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 17 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 63,400 千円、事業収入や利用料金収入、駐車場収入などの合計は約 78,000 千円となっています。なお、市は、修繕料として約 1,000 千円支出しています。



施設は、お土産品の販売、バスの待合、ロッカールーム、公衆トイレなどで構成し、バスターミナルとして観光バスの発着のほか、駐車場として、大型バス約 4,000 台、普通車約 7,300 台が利用しています。

③ 郡上八幡博覧館

郡上八幡の歴史を市内外に情報発信する郡上八幡博覧館は、大正 3 年に建築された税務署跡施設（木造 2 階建て＝562 m²）を平成 3 年に取得・改修するとともに、新館を増築（鉄筋コンクリート造 3 階建て、408 m²）で、延床面積の合計は 1,082 m²となっています。

開館日・開館時間は、1 月 3 日から 12 月 23 日までの毎日、9 時 30 分から 17 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 99,000 千円、事業収入や利用料金収入の合計は約 128,900 千円となっています。市は修繕料として約 3,100 千円を支出しています。



施設は、展示室、売店等で構成し、駐車場を併設しています。郡上八幡の歴史文化資料を展示しているほか、関連資料や土産品の販売、郡上おどりの実演などを行い、年間の延べ入場者数は約 127,000 人となっています。

④ 郡上八幡旧庁舎記念館

昭和初期の建築物である旧八幡町役場庁舎を保存・活用している郡上八幡旧庁舎記念館は、木造 2 階建て、延床面積は 845 ㎡。昭和 11 年に建設した歴史的建造物（有形登録文化財）で、建築から 80 年以上経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 146,700 千円、事業収入や利用料金収入、郡上おどり体験料、駐車場収入などの合計は約 122,700 千円となっています。市は、修繕料として約 1,400 千円支出しています。



施設は、売店、会議室、和室、農産加工直売所等で構成し、郡上八幡の特産品・土産品などの販売や郡上おどり体験指導を行っているほか、有料駐車場の運営を行い、年間入場者数は約 93,700 人、年間駐車台数は約 38,900 台となっています。

⑤ 牧歌の里施設

牧歌の里施設は、自然と動物との触れ合いをメインにしたテーマパークで、205,000 ㎡の自然の中に、平成 5 年から 10 年にかけてファーム工房など（下記参照）を建設したもので、延床面積 4,432 ㎡。建築から 20 年以上経過しています。

開園日・開園時間は、4 月 21 日から 11 月 19 日までの毎日、10 時から 17 時（土日祝日は 9 時から 17 時）で、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 793,400 千円、事業収入や利用料金収入などの合計は約 752,700 千円となっています。



施設は、体験工房、ショップ、牧舎等で構成し、園内の美しい景観の鑑賞や、ふるさと農園での農業体験、乳搾りやパン作り等様々な体験の機会を提供し、年間の入場者数は約 225,000 人となっています。

施設名	建築年	面積㎡	構 造	施設名	建築年	面積㎡	構 造
ファーム工房	1993	100	木造平屋	牧舎	1993	1,295	鉄骨 2 階
ティーハウス		50		バーベキュー	1994	990	鉄骨平屋
ミルクハウス		100		木ぼっくり館	1995	1,092	鉄骨 2 階
香の館		66		農作業小屋	1996	248	鉄骨平屋
ハーブ工房		50		体験工房	1998	287	
パン工房		75		公衆トイレ	1995	80	木造平屋

⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場

ひるがの高原多目的広場は、平成 10 年に、6,800 ㎡の広場の中にステージ（146 ㎡＝鉄骨造平屋建て）を設置したもので、建設から 20 年以上が経過しています。



利用可能日は、4 月 1 日から 12 月 28 日までの毎日、8 時から 18 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 5 千円、利用料収入は約 8 千円となっています。

主に、市内外の音楽イベントや中学校の宿泊研修時のバス駐車場、地域住民の親睦会、地元祭例時の駐車場、小学生社会科見学時の昼食会場などで利用され、年間利用者数は約 800 人となっています。

⑦ 郡上市ひるがの湿原植物園管理棟

ひるがの湿原植物園（30,570 ㎡）の管理棟は、鉄骨造 1 階建て、延床面積 27 ㎡。昭和 62 年に新耐震基準で建設した建物で、建設から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。



開館日・開館時間は、4 月中旬から 10 月下旬の毎日、9 時から 16 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 1,300 千円、利用料収入と観光協会の負担金、市からの指定管理料（475 千円）の合計収入額は約 1,300 千円となっています。

植物園は、ミズバショウをメインにした湿原植物の保護・鑑賞を目的にして設置したもので、園内には木道を設置して回遊ができるようになっており、年間入場者数は約 5,600 人となっています。

⑧ 郡上市明宝野外ステージ

明宝野外ステージは、市の第三セクター保有のスキー場に隣接し、鉄骨造 2 階（地上 1 階、地下 1 階）建て、延床面積 604 ㎡。平成 7 年に新耐震基準で建設した施設で、建築から 24 年が経過しています。

使用日の規定はありませんが、使用時間は、9 時から 22 時までで、管理運営は直営で行い、保守費用等の管理運営費は年間約 160 千円、使用料収入はありません（イベント等で使用した場合の使用料は 1 回につき 110 千円）。



平成 2 年から平成 25 年までは地元で実行委員会を組織し、毎年夏に有名なアーティストを招いた「めいほう高原音楽祭」を開催していましたが、現在は主に、めいほう高原秋祭りのステージイベントなど地域の行事に使用されており、年間利用回数は 1 回、利用者数は約 3,000 人となっています。

郡上八幡城と郡上八幡旧庁舎記念館は、文化財や歴史的建造物として、法令等に基づき今後も必要な補修を行いながら保存・活用に努め、次代の市民に継承していかなければなりません。また、郡上八幡博覧館と郡上八幡城下町プラザは、八幡市街地の交通・交流の拠点として、計画的な改修を行い継続していくことが必要です。これら八幡地域の 4 施設の管理運営は、市が出資する第三セクターが指定管理で行っており、安定した経営の中で、指定管理者制度の運用指針に基づき収益部分の一部を市民へ還元していますが、今後も中心市街地の観光施設として良好に維持・活用するためには、運用指針の見直しも含め、管理運営のあり方について検討が必要です。

牧歌の里施設とひるがの湿原植物園は、高鷲地域の重要な観光資源の一つであり、今後も継続していく必要がありますが、牧歌の里施設はテーマパークとして機能していることからコンセプション方式など民間活力を活用した新たな経営手法の導入について検討が必要です。ひるがの湿原管理棟は、隣接する物産館や公衆トイレを含めた施設の統合について検討が必要です。なお、ひるがの高原多目的広場の「ステージ」部分についてはほとんど利用されていないことから廃止を含めた検討が必要です。

明宝野外ステージについては、隣接するスキー場の経営母体である第三セクターとの連携を含め、施設のあり方や管理運営手法の検討が必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

観光施設の多くは、郡上市の観光資源として、また地域のシンボルとして重要な機能を果たしており、今後も継続する施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

八幡地域の4施設の管理運営は、第三セクターが指定管理者となって運営し、収益をあげて行っていることから、収益の一部を納入金として継続するとともに、中心市街地の観光施設として、良好な管理運営のあり方について検討します。なお、このうち八幡地域の文化財・歴史的建造物の2施設は、法令等に基づき必要な補修を行い保存・活用していきます。

高鷲地域の観光施設は、地域の特徴を活かし、観光地として有効な施設及び機能のあり方について、また、明宝地域の野外ステージは第三セクターとの連携による効果的な活用方法を含めた施設のあり方について、それぞれ検討します。

なお、管理運営については、行政の役割を明確にしたうえで、指定管理者制度運用指針の見直しも含め、民間活力の活用を継続します。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 郡上八幡城

- 機 ・市のシンボルであり、文化財等であり、今後も保存・活用とともに次世代への継承が必要です。
- 施 ・歴史的建造物として、法令等に基づき、保存・活用するための補修が必要です。
- 管 ・引き続き民間活力を活用するとともに、歴史的建造物としての適正な管理が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 継続

- 市重要文化財として、また市のシンボル施設として、機能・施設を継続するとともに、法令等に基づき保存・活用のための必要な補修を行い、次代に継承します。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。なお、収益の一部の納入金については、引き続き施設補修等の原資として継続します。

② 郡上八幡城下町プラザ

- 機 ・八幡中心市街地の賑わいづくり、交通・交流の拠点として、今後も必要です。
- 施 ・耐震基準を満たしているものの、建築から17年経過しており、計画的な改修が必要です。
- 管 ・引き続き民間活力を活用した、効果的な管理運営が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 継続

- 交通・交流の拠点機能を継続します。
- 施設は、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。

③ 郡上八幡博覧館

- 機 ・郡上八幡の歴史の内外への情報発信、中心市街地の賑わいづくりの機能は今後も必要です。
- 施 ・大正時代の税務署部分については改修しており、歴史的建造物ではありませんが、趣のある建物として、増築部分とあわせ計画的な改修が必要です。

管 ・引き続き民間活力を活用した、効果的な管理運営が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **継続**

- 郡上八幡の歴史等の情報発信機能を継続します。
- 施設は、施設は新耐震基準部分と旧耐震基準部分をあわせ、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。

④ 郡上八幡旧庁舎記念館

機 ・八幡町時代の歴史・文化情報の発信や、交流の拠点としての機能は今後も必要です。

施 ・登録有形文化財（歴史的建造物）として、法令等に基づき、保存・活用するための補修が必要です。

管 ・引き続き民間活力を活用するとともに、登録有形文化財（歴史的建造物）としての適正な管理が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **継続**

- 登録有形文化財（歴史的建造物）として、機能・施設を継続するとともに、法令等に基づき保存・活用のための必要な補修を行い、次代へ継承します。
- 指定管理者制度の運用指針やモニタリング評価などの見直しを行いつつ、指定管理制度による管理運営を継続します。

⑤ 牧歌の里施設

機 ・農業と観光のシンボル施設であること、また地域住民の雇用となっていることから、今後も継続が必要です。

施 ・耐震基準を満たしているものの、建築から20年以上経過しており、計画的な改修が必要です。

管 ・施設はテーマパークとして民間のノウハウを活かして運営しており、さらに効果的・効率的な経営が可能なように、コンセッション方式など新たな経営手法について、施設のあり方を含めて検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **検討**

- 農業と観光のシンボル施設であり、機能は継続します。
- テーマパークとして民間の活力を活用した新たな経営手法について、施設のあり方を含めて検討します。

⑥ 郡上市ひるがの高原多目的広場

機施 ・ひるがの高原多目的広場は今後も必要なものの、「ステージ」については、利用実態が非常に少ないことから、今後のあり方について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **検討**

施設: **検討**

- ひるがの高原多目的広場は継続するものの、「ステージ」については、利用実態が少ないことから、廃止を含めて検討します。

⑦ ひるがの湿原植物園管理棟

機 ・貴重な植物の保護を行うための管理棟は、今後も必要です。

施 ・さらなる集客を図るため、隣接するひるがの物産館、公衆便所を含め植物園管理棟との統合について検討が必要です。

管 ・統合後の管理運営方法について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **検討**

- 貴重な植物の保護・保全という重要な施設であることから機能は継続します。
- 施設は隣接するひるがの物産館、公衆便所を含め植物園管理棟との機能統合について、管理運営方法を含めて検討します。

⑧ 郡上市明宝野外ステージ

機 **施** ・これまでの活用実績などを踏まえ、効果的な活用方法や、今後の施設のあり方を含めた管理
管 運営手法について、隣接するスキー場の経営母体である第三セクターとの協議を含めて検討
が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **検討**

施設: **検討**

- これまでの利用実績等に鑑み、効果的な活用方法、今後の施設のあり方を含めた管理運営手法について、隣接するスキー場の経営母体である第三セクターと協議・検討します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み〈主なもの〉

- ・ 歴史的建造物の 2 施設については法令等に基づき、必要な補修を行い保存・活用する一方、一体的に管理する他の 2 施設を含め、指定管理者制度の運用について、指針やモニタリング評価などの見直しを行います。
- ・ 牧歌の里施設は、コンセッション方式など新しい経営手法について、ひるがの湿原植物園管理棟は隣接する施設との統合について、それぞれ検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	管理運営のあり方	→→→ 収支の状況や施設の特徴の特徴に応じた管理運営手法の検討 運用指針、モニタリング評価など指定管理者制度の運用見直し			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
①郡上八幡城 ④郡上八幡旧庁舎記念館		→→→→→→→→→→ 法令等に基づく補修					
②郡上八幡城下町プラザ ③郡上八幡博覧館		→→→ 保全計画の作成			→→→→→→→ 計画に基づく改修		
⑤牧歌の里施設		→→ 経営手法について検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑥郡上市ひるがの高原多目的広場		→→→ ステージの必要性の検討	→→→→→→→ 検討結果に基づく対応				
⑦郡上市ひるがの湿原植物園管理棟		→→→ 隣接する施設との機能統合の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
⑧郡上市明宝野外ステージ		→→→ 第三セクターと施設のあり方を含めて管理運営を協議・検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

才. 概算事業費

○ 方向性を決定した施設

(単位:千円)

対象施設	施設 の対 応方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
郡上八幡城	継続	15,000	0	15,000	15,000	0	15,000	指定管理	5,000
郡上八幡城下町プ ラザ	継続	0	0	0	0	0	0	指定管理	1,000
郡上八幡博覧館	継続	171,000	82,000	253,000	171,000	82,000	253,000	指定管理	3,000
郡上八幡旧庁舎記 念館	継続	0	0	0	0	0	0	指定管理	1,000
合 計		186,000	82,000	268,000	186,000	82,000	268,000		10,000

○ 引き続き検討を要する施設

(単位:千円)

対象施設	施設 の対 応方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)				備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合					
		大規模 改修	建替え	計			
牧歌の里施設	検討	858,000	0	858,000		指定管理	0
ひるがの高原多目的広場	検討	15,000	0	15,000		指定管理	0
ひるがの高原湿原植物園管理棟	検討	5,000	0	5,000		指定管理	900
明宝野外ステージ	検討	103,000	0	103,000		直営	200
合 計		981,000	0	981,000			1,100

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。(一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定)

※歴史的建造物及び建物自体が文化財に指定されている施設(郡上八幡城、郡上八幡旧庁舎記念館)は、特殊な工法等を要することが想定されることから更新費用の算定は行っておりません。なお、郡上八幡城に計上した更新費用は、休憩所、公衆便所、総合案内施設の更新費用です。

※引き続き検討を要する施設は、計画期間内(方向性が決定する間)の更新を行わないこととします。